

会社を休むことになったら…

Q1 会社の都合で休まされている。賃金の支払い、利用できる融資や減免制度はありますか

A1-1
労基署
【休業手当】

会社の都合による休業(仕事を休ませること)の場合、会社は、休業期間中労働者に、その平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません。会社の都合とは、地震や災害などの不可抗力による場合を除き、資材が集まらなかったために作業が出来なかった場合や、機械の故障により休業せざるをえなかった場合など、会社都合によるものをいいます。

●趣旨 <https://www.iil.go.jp/hanrei/conts/05/30.html>

●平均賃金計算方法 <https://isite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/var/rev0/0109/4772/28/>

A1-2
労基署
【休業手当】

「自宅待機」や「シフトが減らされた」「勤務時間が減らされた」場合も休業手当が支払われます。

A1-1

A1-3
労働局・助成金センター
【雇用調整助成金】

会社は「雇調金(雇用調整助成金)」を利用することもできます。休業期間中に当該労働者に賃金の一部を国が支払います。雇調金を利用して解雇などを避けることができます。対象労働者には被保険者以外(週20時間未満)も含まれる。さらに、短時間(1時間以上)の休業も対象となります。休業以外にも、「出向」や「教育訓練」も対象となります。

0120-60-3999
平日・土日・祝日9:00~21:00

●雇用調整助成金・概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koy

A1-4
市町村の社会福祉協議会
【緊急小口資金】【総合支援金】

労働者や個人事業主が、休業や離職などによって収入が減少した場合に「個人向け緊急小口資金等の特例」「総合支援資金」を受けることができます。賃金明細や預金通帳などの確認資料で足りず。上限は20万円(一世帯)です。失業給付や生活保護との併給はできません。

●個人向け小口資金・概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seik

●リーフレット http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

●Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/000618719.pdf>

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

<p>Q1</p>	<p>A1-5 税務署／市町村／年金事務所など 【公共料金の猶予】</p>	<p>税・保険料の減免や猶予措置もあります。ガス・水道・電気など公共料金の猶予措置もあります。国民年金は、収入に応じて2割から全部免除となります。</p>
<p>●厚生年金保険料等 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.ht</p> <p>●国民年金保険料等 https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.ht</p> <p>●国税 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</p> <p>●神奈川県 https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a010/038.html</p>		
<p>A1-6</p>	<p>学校休業助成金コールセンター 【学校休校特別休暇助成】 0120-60-3999</p>	<p>学校休校(保育園、幼稚園、児童クラブなど含む)の場合は、「特別」な有給休暇への補助制度もありません。休校によって保護者(労働者)が会社を休む場合に「特別休暇」を取得させた事業者への支給となります。支給額は特別休暇賃金相当額×10/10・上限8330円/日、個人事業者・業務委託受諾者は休んだ日×</p> <p>●会社向け https://www.mhlw.go.jp/content/000604068.pdf</p> <p>●農業経営者 https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakor</p> <p>●個人事業主向け https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p>
<p>A1-7</p>	<p>テレワークコールセンター 【テレワーク、特別休暇】 0120-91-6479</p>	<p>「テレワーク」(コロナ対策の在宅勤務を実施する事業者への設備助成・上限100万円)、「特別休暇」(コロナ対策としての休暇・休業への助成・上限50万円)を新規導入する場合は事業者への助成措置があります。</p> <p>●テレワーク https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/rou</p> <p>●特別休暇など https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/rou</p>

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

Q1	A1-8	<p>労基署</p> <p>【賃金前払い】</p>	<p>給料の前借りも出来ず。労働基準法第25条には非常時(出産、結婚、病気、災害等)について、給料日前でも給料を払うように定めています。しかし、既に行った労働に対して給料日前でも支払うように定めているのであって、これから行う予定の労働に対して給料を払うように求めているものではありません。従って、必ずしも前借りに応じるとは限りません。</p> <p>●労基法25条 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aune.html</p>
	A1-9	<p>年金事務所</p> <p>【傷病手当金】</p>	<p>仕事や通勤以外が原因の疾病での休業の場合は「傷病手当金」が支給されます。4日以上仕事を仕事を休んだ場合が対象となります。</p> <p>支給額は、直近12か月間の標準報酬月額の前平均×1/30×2/3となります。上限18カ月分</p> <p>●傷病手当金・概要 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3170/sbb31710/1950-271/</p> <p>●Q&A https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf</p>
		<p>一部の自治体</p> <p>【傷病手当金】</p>	<p>国民健康保険加入者も「傷病手当金」の支給対象となっております。</p> <p>●参考・厚木市 https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/totokezei/kokuho/ky</p> <p>●参考・横浜市 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/kokuho/in</p> <p>●Q&A https://www.mhlw.go.jp/content/000612737.pdf</p>
A1-10	<p>経済産業省</p> <p>【下請・フリーランスへの配慮】</p> <p>03-3501-2259(直通)</p>	<p>経済産業省は、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、不当な取引条件の押しつけを行わないなど、配慮を親事業者に要請しています。個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対しても、取引上の適切な配慮を行うよう要請しています。</p> <p>●下請け企業への配慮の要請文 https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html</p> <p>●フリーランスへの配慮の依頼文 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html</p>	

Q2 勤務先を突然解雇されました。その場合、何か補償があると聞きましたがどのようなものですか。

Q2	A2-1	<p>労基署</p> <p>【解雇予告手当】</p>	<p>労働基準法第20条では労働者を解雇する場合、30日前の予告を義務付けています。これを解雇予告と言います。また、この条文では解雇予告をしない場合には30日分以上の平均賃金の支払を義務付けています。</p> <p>●解雇予告手当 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-</p> <p>●解雇ルール https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/hanrei/kaiko/kaiko.html</p>
	A2-2	<p>労働局・助成金センター</p> <p>【雇用調整助成金】</p> <p>0120-60-3999 平日・土日・祝日9:00~21:00</p>	<p>会社は、解雇をしないようにいろいろな制度を活用してください。休業や職業訓練などの場合は、「雇用調整助成金(雇調金)」が対象となります。</p> <p>A1-3 雇用調整助成金</p>
	A2-3	<p>市町村／社会福祉協議会など</p> <p>【緊急小口資金など】</p>	<p>労働者は、解雇後の生活対策として制度を利用してください。</p> <p>A1-4 緊急小口融資など</p>
	A2-4	<p>ハローワーク</p> <p>【失業保給付】</p>	<p>会社に「離職票」の発行を求め、ハローワークに失業給付を申請してください。離職理由が「解雇・会社都合」と「自己都合」では給付日数などに差があります。</p> <p>●雇用保険制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html</p> <p>●給付日数 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_benefitdays.ht</p>

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

Q2

A2-5

労基署

【解雇要件・雇止め法理】

解雇や雇止めするには「正当な理由」が必要となります。

●解雇 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken02/kaiko.htm>

●雇止め <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken02/kaiko.htm>

Q3 生活、事業運営が困難になっています。

<p>Q3 A3-1</p>	<p>市町村の社会福祉協議会 【緊急小口資金など】</p>	<p>労働者や個人事業主は、「個人向け緊急小口資金等の特例」「総合支援基金」を受けることができます。上限は20万円です。</p>
<p>A1-4 緊急小口融資など</p>		
<p>A3-2</p>	<p>生活支援給付金コールセンター 【生活支援臨時給付金(仮称30万円)を改め「特別定額給付金(仮称)」】 03-5638-5855 9:00~18:30(平日)</p>	<p>【生活支援臨時給付金(仮称30万円)を改め「特別定額給付金(仮称)」】給付対象者は、20年4月27日に、住民基本台帳に記録されている者の世帯主。対象者1人10万円。市町村から「申請書」が届いたら郵送かネットで申請する。やむを得ない場合は窓口でも申請を受理。家族人数×10万円</p> <p>●生活支援臨時給付金・概要 https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19</p>
<p>A3-3</p>	<p>中小企業給付金相談窓口 【持続加給付金】 0570-783183 平日・休日9:00~17:00</p>	<p>【持続化給付金】中小・零細事業者、フリーランスや各種法人で売上が前年同月比50%以上の減少する者に給付金(上限100~200万円)を支給します</p> <p>●持続加給付金・概要 https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html</p>
<p>A3-4</p>	<p>税務署・県税事務所・市町村窓口 【納税の猶予】</p>	<p>納税等の猶予措置があります。</p> <p style="text-align: center;">A1-5 厚生年金減免など 国民年金減免など 国税猶予など</p>

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

<p>Q3</p>	<p>A3-5 市町村窓口 【生活困窮者支援事業 ・住居確保給付金】</p>	<p>【生活困窮者支援事業】があります。生活、住居、学業など相談と支援が行われます。失業や減収によって生活が困窮している個人・世帯に支給されます。自治体によつて対象要件（収入額、資産など）が異なります。</p> <p>●生活困窮者支援事業・概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html</p> <p>●住居確保給付金・要件 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/konkyu/jukyokakuhokuyufukin</p> <p>●横浜市・参考 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/jiritsu/juky</p>
	<p>A3-6 市町村の社会福祉協議会 【つなぎ資金貸付】</p>	<p>【臨時特例つなぎ資金貸付制度】は住居のない方への貸付です。上限10万円です。</p> <p>●概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seik</p>
	<p>A3-7 県・市町村、金融機関 【融資など】</p>	<p>事業や運転資金の融資を受けたい場合は、県や市町村、金融機関に相談してください。</p>
	<p>A3-8 満室？ 【住居支援、一時待機所】</p>	<p>住居がない方「ネットカフェ利用者」には神奈川県立武道館が解放されています。</p> <p>●概要</p>
	<p>A3-9 法テラス 【裁判など】</p>	<p>法的トラブルの解決に役立つ無料相談、裁判費用立替などがあります。</p>
	<p>0570-078308</p>	<p>●法テラス・概要 https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/houterasu-korona.html</p>

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

<p>Q3</p>	<p>A3-10</p> <p>市町村／民医連 【低額診療制度】</p>	<p>「保険証がない、医療費が払えない」場合は、市町村や民医連の「無料・低額診療制度」を案内してください。</p> <p>●民医連・制度実施病院 https://www.min-iren.gr.jp/?p=20120</p>
	<p>A3-11</p> <p>市町村 【生活保護】</p>	<p>【生活保護】生活に困窮している方には「生活保護」もあります。必ずしも、自宅や車を売却しなければならないということはありません。市町村の窓口で申請を断れてもあきらめないでください、相談に応じます。</p> <p>●生活保護制度・概要 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatsu</p> <p>●生健会HP http://www.zenseiren.net/</p>
	<p>A3-12</p> <p>フードバンク横浜 【食材等の現物支援】</p>	<p>食べ物がなくて困っています。「フードバンク」は、食材などの無償提供（ひとり親）や生活困窮者（ホームレス含む）の緊急支援を行っています</p> <p>●NPO法人フードバンク横浜 https://fbyokohama.jp/</p>
	<p>A3-13</p> <p>経済産業省 【融資】</p>	<p>事業者の資金の相談を受け付けています。資金繰りとしては、セーフティーネット4号（前年比20%減）、5号（前年比5%減）は最大2.8億円の融資制度です。さらに、ひっ迫している中小零細業者には危機関連保証も実施されています。</p> <p>▶資金繰り支援（貸付・保証）・概要 https://www.meti.go.jp/covid-19/shikinguri.html</p>
	<p>A3-14</p> <p>日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 大学等の学生課や奨学金窓口</p>	<p>学費等支援が必要になった学生のみなさんを対象にした新支援制度が20年4月から始まっています。コロナの関係でアルバイト収入が減った、既に貸与型奨学金を受けている方、なども対象となります。世帯収入要件があります。学費支援とは別に、市町村の生活支援策も活用できます。</p> <p>●文部科学省・支援案内 https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_gakushi01-000006193_01.p</p>

Q4 その他、労働問題を中心の相談があります。

Q4 A4-1 神奈川労連

感染が不安なのに、会社を休ませてくれない。有給休暇は労働者が自由に申請できるものです。『神奈川労連に相談しています』と会社に伝えてみてはどうですか。

●有給休暇制度 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/j

A4-2 神奈川労連

会社を休んだりしたら、今後の雇用契約などが不安です。そんな場合は『神奈川労連に相談しています』と会社に伝え見てはどうですか。

『有給休暇は労働者の権利です』

A4-3 神奈川労連／ハローワーク

内定取消となった場合は、生活支援や再就職、損害賠償など様々なケースがありますので、じっくりと相談させてください。『解雇予告手当や賃金保障を求めることはできます』
雇用保険を受給できない方が新しい職種にチャレンジする場合は「求職者支援制度」で給付を受けながら受講できます。

●求職者支援制度概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/ky

A4-4 神奈川労連

日雇労働や短期契約の方は、様々なケースがありますので、じっくり相談させてください。雇用や労働問題だけではなく、生活対策もあります。

『生活対策の利用もあります』

A4-5 神奈川労連

会社が各種制度を知らない場合が多いので、制度を教えてください。休業の場合、倒産の場合など様々な事案に対応する制度があります。具体的な相談をしましょう。

『雇調金や融資制度などがあります』

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

Q4

A4-6

労働者健康安全機構

【賃金立替払制度】

044-431-8663

会社が倒産して賃金が未払いのままの場合は、国が賃金を立替払いする制度があります。上限賃金の8割か上限額となります。

●立替払制度・概要 <https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/417/Default.aspx>

Q5 コロナに感染したかもしれません。

Q5	Q5-1	神奈川県など 【感染相談】 045-285-0536	神奈川県「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。 ●相談センター https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/support.html
	Q5-2	労基署／年金事務所／自治体 【休業手当】【傷病手当金】	労働者がコロナに感染したため休業させる場合は「休業手当」の支給対象とはなりません。しかし、賃金の6割(休業手当相当)の支払いを求めています。支払われない場合は、傷病手当金の請求手続きをすすめてください。 「感染の疑いがあるから」と会社からの指示で休む場合は、休業手当の支給対象となります。 A1-1 休業手当 傷病手当金

Q6 各種制度や資料の入手先はどこですか

Q6	Q6-1	厚生労働省	●新型コロナウイルス感染症の影響を受ける働く皆さまへ リーフレット https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000612983.pdf ●新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け) ※日々更新されています Q&A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/deng ●新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け) ※日々更新されています Q&A https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fe
----	------	-------	---

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

●新型コロナウイルス感染症について(労働・医療・感染防止の総合サイト)

サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

質問 答 問合せ先

回答や制度内容／関連情報URL

※2020年4月20日12時現在

Q6 Q6-2 経済産業省 ●全省庁の支援策(貸付、中小企業、個人事業主・フリーランスなど、税・公共料金支払い猶予)

サイト <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

リーフレット <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

Q6-3 全国社会福祉協議会 ●生活福祉金制度案内 <https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>

Q6-4 東京弁護士会 ●新型コロナウイルス 生活問題Q&A(2020年4月9日 16:00版)

Q&A https://www.toben.or.jp/news/pdf/COVID-19_troubleQA.pdf

Q6-5 労働弁護団 ●新型コロナウイルス感染症に関する労働問題Q A(1)

Q&A <http://roudou-bengodan.org/wpRB/wp-content/uploads/2020/03/ffc7d7>